

## 平成 23 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画の概要

### 1. 証券検査基本方針

#### 近年、証券検査を取り巻く状況は大きく変化

～ 対象業者の拡大・増大、金融商品・取引のイノベーション、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的活動の日常化、世界的な金融危機の経験（グローバルに活動する大規模な投資銀行の破綻）、IT システムの金融商品取引への浸透、無登録業者等による被害の社会問題化、東日本大震災による影響等

リスク・ベースの検査計画、予告検査の実施、監督部局のモニタリングとの連携強化等による効率的・効果的な検査の実施やリスク管理態勢の検証の充実、更には金商法違反行為を行う者に対する裁判所への緊急差止命令の申立ての活用等のメリハリのある取組みにより、環境変化へ対応

⇒ 併せて、市場の公正性・透明性の確保・投資者の保護のため、法令違反の有無、個別問題点の背後にある内部管理態勢の検証に引き続き注力

#### 検査実施方針

##### (1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

###### ① リスクに基づいた検査

###### ② 実効性のある検査の実施

予告検査の実施、内部管理態勢等の適切性の検証、双方向の対話の充実

###### ③ 関係部局等との連携強化

監督・検査・開示業務担当部局、自主規制機関、外国当局、捜査当局等

###### ④ 検査マニュアルの見直し

##### (2) 重点検証分野

###### ① ゲートキーパーとしての機能発揮に係る検証

顧客管理、売買管理、引受審査等の市場仲介機能、法人関係情報の管理、公正な価格形成を阻害するおそれのある行為

###### ② 内部管理態勢等に係る検証

内部管理態勢・リスク管理態勢の適切性、システムリスク管理態勢の適切性

###### ③ 投資者保護等の観点からの検証

投資勧誘の状況、投資運用業者等の業務の適切性、ファンド業者の法令遵守状況、投資助言・代理業者の法令遵守状況、無登録業者等に対する対応

###### ④ その他

自主規制機関の機能発揮、信用格付業者の業務管理態勢、災害の発生等に乗じた不適切な取引や違法行為への対応

## 2. 証券検査基本計画

### 1. 基本的考え方

#### (1) 原則

検査実施計画については、原則として以下の考え方に基づき、策定（市場環境の変化、災害等による影響、個別業者に関する要因等により、例外的な対応も）

① 上場有価証券等の流動性の高い金融商品の引受け、売買、募集の取扱い等を行う業者及び投資者の信任を受け、投資者の利益のために資産運用を行う業者

⇒ 原則として、継続的に業務運営の状況、財務の健全性等を検証

投資者の投資判断に大きな影響を与える信用格付を付与している信用格付業者

⇒ 原則として、継続的に業務運営の状況等を検証

② 上記①以外の業者（流動性の低い金融商品の取扱いを行う業者、投資助言のみを行う業者等）

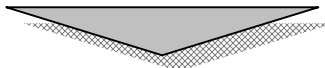
⇒ 検査対象業者が極めて多数に及んでいる状況を踏まえ、監督部局からの情報等を積極的に活用し、検査実施の優先度を判断

③ 無登録業者等による重大な金商法違反

⇒ 監督部局からの情報等を積極的に活用し、裁判所への緊急差止命令の申立てのための調査を適切に実施

#### (2) 財務局等証券取引等監視官部門との連携

- ・ 証券監視委と財務局等証券取引等監視官部門との間で、合同検査の積極的活用、検査官の相互派遣等により、効率的かつ効果的な検査を実施
- ・ 証券監視委は、検査手法や情報の共有化、検査結果の処理等において財務局等証券取引等監視官部門を支援し、一体的に検査に取り組む



## 2. 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、投資運用業者及び信用格付業者	随時実施（注）
第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
自主規制機関	必要に応じて実施
無登録業者等	随時実施

（注）例年は検査計画数を示しているが、今年度については、東日本大震災等の影響により、現時点では、検査計画数を示すことは困難。